

早稲田大学大学院法学研究科

2018年6月

博士学位申請論文審査報告書

論文題目 「刑法におけるいわゆる『一連の行為』—実体
法と手続法の交錯領域として—」

申請者氏名 滝谷 英幸

主査	早稲田大学教授	博士（法学）（立教大学）	松澤伸
	早稲田大学教授	法学博士（早稲田大学）	高橋則夫
	早稲田大学教授	博士（法学）（早稲田大学）	松原芳博
	早稲田大学教授		小川佳樹

滝谷英幸氏博士学位申請論文審査報告書

早稲田大学法学研究科後期博士課程研究生 滝谷英幸氏は、早稲田大学学位規則第7条第1項に基づき、2018年2月3日、その論文「刑法におけるいわゆる『一連の行為』—実体法と手続法の交錯領域として—」を早稲田大学大学院法学研究科長に提出し、博士（法学）（早稲田大学）の学位を申請した。後記の委員は、上記研究科の委嘱を受け、本論文を審査してきたが、2018年6月12日、審査を終了したので、ここにその結果を報告する。

1 本論文の問題意識と構成

(1) 問題意識

本論文は、刑法上、いわゆる「一連の行為」論と呼ばれている問題群について検討を加えることを目的としている。すなわち、自然的・事実に観察すれば複数の行為といえるような人間の連続的な挙動ないし態度につき、これを「一連の行為」と呼んで一体的に取り扱うことは、刑法学の世界において古くから行われてきた。ところが、近時、いくつかの判例の登場を契機として、この「一連の行為」という概念がにわかにクローズアップされ、これを1つの独立した問題領域として扱う『一連の行為』論と呼ばれる議論が生じるに至った。本論文は、こうした先端的問題について、実体法と手続法の両面から考察を加えている。

(2) 構成

本論文は、2部構成をとっている。

まず、実体法レベルでの検討が行われる（第1部）。複数行為に対して全体的評価を与えるか分析的評価を与えるかが問題となるような場面は、刑法学の全般において広く見られる（たとえば、実行の着手、早すぎた結果発生、量的過剰、原因において自由な行為や実行行為開始後の心神喪失・耗弱、罪数〔包括一罪や科刑上一罪〕などがそれに当たる）。これらの場面において、なぜ、また、どのような形で複数行為が一体化されたり分断されたりするのか、という議論は従来から存在した。これらはいわば『一連の行為』論の「各論」である。これに対して、特に『一連の行為』論が学界において勃興した後、『一連の行為』論には、単なる「各論」の集合体であることを超え、それらを統合する1つの根本的な視点ないし理論といった意義もあるのではないか、というメタレベルの関心もたれるようになった。いわば『一連の行為』論の「総論」である。本論文では、「一連の行為」という概念を用いて複数行為を一体化したり分断したりする際の思考プロセスを厳密に点検し、そこに「総論」と呼べるだけの実体が存在するか否かが検討される（第1章）。また、そこでの検討の成果をふまえて、「各論」に属するいくつかの主要論点につき分析が加えられる（第2～5章）。

続いて、手続法レベルでの検討が行われる（第2部）。手続法レベルでは、複数の行為が存在すること、及び、それらに全体的評価を与えるか分析的評価を与えるかは論者の立場

次第で自由であることが暗黙裡に前提とされており、そこに『一連の行為』論の成立の基礎がある。しかし、実際の訴訟の場における判断者である裁判所にとって、それは必ずしも当然のことではない。判例・通説は「審判対象は訴因である」との理解を採っており、裁判所は検察官の設定した訴因によって拘束される。そうすると、実体的には「一連の行為」として全体的評価を与えることが妥当と思われるような複数行為のうち一部だけが切り取られて起訴された場合、裁判所は、訴因の制約下であって、はたしてそのような全体的評価を実現することができるのか、という疑問が生じるのである。その意味で、『一連の行為』論は、実体法と手続法の交錯領域として位置づけられよう。本論文では、この問題を考えるにあたって、まず、「審判対象は訴因である」というテーゼの意味を問い直しが行われる（第6章）。そのうえで、「一連の行為」の一部起訴がなされた場面について分析が加えられる（第7章）。また、「一連の行為」と択一的認定の問題が扱われる（第8章）。」

2 本論文の内容

(1) 第1章

第1章は、「一連の行為」というものについての総合的な考察である。『一連の行為』論には「総論」としての意義があるのか、それとも単に「各論」の集合であるにすぎないかが問題とされる。これについての認識の違いは、われわれが複数行為を一体化したり分断したりする作業の位置づけに関する理解の違いに起因するものである、というのが滝谷氏の見立てである。

まず、複数行為の一体化／分断という作業は、生の事実の中から、(通説的な犯罪論体系に関する理解に従うならば) 構成要件該当性以下の評価の対象となるべきものを切り出す作業である、という考え方があり(評価対象説)。評価を行うためにはその対象をあらかじめ確定しておくことが必要であり、複数行為の一体化／分断という作業はその一環である。これに対して、個々の論点に関する具体的な議論はすべて構成要件該当性以下の評価の内部で行われるものである。したがって、「総論」は「各論」の前提として、かつ、それとは論理的に独立した意義を有するものとして理解されなければならないというのがその理由である。評価対象説によれば、①複数行為の一体化／分断という作業は構成要件該当性以下の評価に先立って行われなければならない、②複数行為が一体的に把握された場合には、その全体を包摂する均質な評価が与えられなければならない、③ひとたび一体化／分断に関する判断が行われたなら、その結論は構成要件該当性以下の評価のすべてを拘束することになる、ということになる。

これに対して、複数行為の一体化／分断という作業は、構成要件該当性以下の個々の論点において行われる評価そのものであり、「一体化」とか「分断」とかいうのも、1つ1つの場面における評価の態様を表現したものであるにすぎない、という考え方があり(評価態様説)。評価態様説においては、この作業は本質的に「各論」の内部に位置づけられるべきものであるから、「総論」に独自の意義はないことになる。また、いったんある場面において複数行為の一体化／分断の判断が行われたとしても、その結論が他の場面における判断を拘束することはないとされる。

滝谷氏は、以上の整理をふまえて、評価態様説が正当であると論じる。その論理は、以

下の通りである。すなわち、複数行為の一体化／分断という作業の性格は、(証拠から一定の事実の存否を判断するという意味での) 事実認定ではなく、評価である。そして、評価である以上、判断者がいかなる関心・視座をもって接するかにより、結論は異なり得るはずである。そうであるとすれば、複数行為の一体化／分断が問題となる刑法上のすべての場面をまったく同じ関心・視座によって処理するという極端な立場を採るのでない限り、それぞれの場面における判断は、場面ごとの関心・視座に応じて異なり得るはずである。したがって、評価対象説がいかなる形で「評価対象」の確定を行うにせよ、そこで得られた結論が構成要件該当性以下のすべての場面を一律に拘束するというのではない。

また、評価に先立って評価対象を選定する必要があることは確かであるが、そのことは、構成要件該当性以下の評価に先立ち、検討対象とすべき行為をあらかじめただ1通りに確定しておかなければならない、ということまでを意味するものではない。理論的には被告人の生まれてこのかたすべての行為があらゆる形で検討対象となり得るところ、その中から、相応の理論的根拠に基づき妥当な結論を導き得るものを選び出すべく、試行を重ねるほかはない。

このように考えると、評価態様説が正当であり、『一連の行為』論に(少なくとも、すべての場面において統一的な判断基準を提供する「理論」という意味での)「総論」は存在しないことになる。

(2) 第2章

第2章では、「一連の行為」と因果関係の問題が論じられる。本論文は以下のように議論を展開する。

たとえば、「被告人は被害者を2発続けて殴り、傷害を負わせた。傷害の原因は被告人の殴打行為以外にないが、2発すべてが傷害を発生させたのか、いずれか1発が傷害を発生させたのか不明である」という場合、2発の殴打行為を「一連の暴行」とし、その全体を傷害罪とする処理が通常であろう。しかし、複数行為を「一連の実行行為」として一体的に把握できるか否かは、それらがある犯罪構成要件(上の例では傷害罪)の1回の適用により包摂され得る関係にあるか、という法的関心ないし視座によって決まるものであるから、複数行為を「一連の実行行為」と評価したからといって、そのうち、結果との間に因果関係を有することを合理的な疑いを超えて証明できていない部分までが、因果関係を認められることにはならない(それを認めれば利益原則に反するであろう)。上記の処理は、厳密に言えば、「一連の暴行全体が傷害結果を帰属される」のではなく、「一連の暴行のうち、どの部分と特定することはできないが傷害罪に当たる部分が存在し(因果関係の概括的ないし不特定の択一的認定)、暴行罪にとどまる他の部分と合わせて、傷害罪一罪として処断される」ということを意味するものと理解すべきである。

(3) 第3章

第3章では、「一連の行為」と故意の問題が論じられる。ここでは、いわゆるクロロホルム事件最高裁決定を素材に、議論が行われる。本論文の主張は、以下の通りである。

判例・通説は、いわゆる「早すぎた結果発生」の問題につき、①まず、(客観的にはそれ自体により直接に結果を惹起しているが)行為者の計画によればいまだ実行の着手の段階

にとどまる行為（以下、「第1行為」という。クロロホルム事件でいえば、クロロホルムを吸引させる行為）と直接的に結果を惹起する行為（以下、「第2行為」という。クロロホルム事件でいえば、車ごと海に突き落とす行為）とを全体として「一連・一個の実行行為」と把握し、②行為者はそうした「一連・一個の実行行為」によって結果を惹起しようとする意図していたのであるから、「一連・一個の実行行為」に対応する形で、いわば、「一連の故意」とでもいうべきものが認められると解する。これにより、第1行為の時点ですでに既遂犯として完全な罪責を問うに足る故意の存在を肯定するのである。

しかし、実行行為の把握の段階で第1行為と第2行為とを「一連・一個の実行行為」と解したからといって、ただちに、故意の判断の段階においても、それに対応して「一連の故意」を認めるべきことになるわけではない。故意の判断の段階においては、責任主義の要請に鑑みて、独自の検討がなされるべきである。

故意は行為規範の命じるところにあえて反しようとする心理状態であるから、ある時点における故意の有無ないし範囲は、その時点における行為規範の内容に対応する。刑法は、通常、第1行為の時点では、「第1行為をするな」という行為規範のみを向ける。「第2行為をするな」という行為規範は、第2行為をしようとする時点で、改めて向ければよいからである。この場合、第1行為の時点では、「第1行為をするな」という行為規範に反する意思決定、いわば、着手の故意しか認められないことになり、実行の故意までは認められない。換言すれば、「一連の故意」を想定することはできない。しかし、第1行為と第2行為が極めて密接な関係にあり、第1行為終了後、第2行為の前に改めて「第2行為をするな」という行為規範を向けても、もはや行為者の翻意が期待できないと予測される場合には、第1行為の時点で、「第1及び第2行為をするな」という（複合的な）行為規範を向ける必要がある。この場合には、第1行為の時点で、「第1及び第2行為をする」という故意、すなわち「一連の故意」が想定できることになるのである。このように、第1行為の時点で「一連の故意」を認め得るか否かは、第2行為の時点における翻意可能性についての予測的判断によって決まることになる。

（4）第4章

第4章では、「一連の行為」と過剰防衛の問題が論じられる。急迫不正の侵害が存在している間に単独でみれば正当防衛の要件を充たす反撃行為が行われ（前段の行為）、その後、急迫不正の侵害が終了したにもかかわらず、さらに反撃行為が継続された（後段の行為）、という場面（いわゆる量的過剰）がとりあげられ、以下のような議論が展開される。

量的過剰の場面では、①（それのみを切り取ってみれば正当防衛の要件を充たす）前段の行為を過剰防衛の一部として違法と評価できるか、②（それのみを切り取ってみれば急迫不正の侵害と同時存在していない）後段の行為を過剰防衛と評価できるか、ということが問題になり得る。まず、①の問題について、量的過剰の場面における前段の行為と後段の行為の一体化／分断の問題は、緊急状態下における異常な精神状態に陥った行為者が、急迫不正の侵害が終了した時点において、自らの行動コントロールの可能性を回復することが合理的に期待できるかという観点から検討されるべきである。

ここで、客観的には急迫不正の侵害が終了していても、行為者が行動コントロールを回復することが見込めない状況もあり得る、と考えるのであれば、「正の法益を保全するため

反撃してもよいが、過剰にわたるなかれ」という当初の行為規範が急迫不正の侵害の終了後も継続的に作用することになるため、前段の行為と後段の行為は1個の行為規範に違反する1個の事態として一体的に把握され、前段の行為も含めて、全体として過剰防衛と評価されることになる（統合説）。これに対して、急迫不正の侵害が終了している以上、行為者は冷静になってそれ以上の反撃を取り止めることができるはずである、と考えるのであれば、「正の法益を保全するため反撃してもよいが、過剰にわたるなかれ」という当初の行為規範は急迫不正の侵害が去った時点で終了していることになり、前段の行為はこれに適合しているため、正当防衛として無罪となる（分断説）。

次に、②の問題については、統合説を採れば後段の行為も含めて過剰防衛とされることになるが、分断説を採った場合、これを単なる犯罪行為と評価するか（分断／過剰防衛否定説）、過剰防衛と評価するか（分断／過剰防衛肯定説）、という分岐が生ずる。「およそ相手方を攻撃するなかれ」という行為規範に違反している以上、過剰防衛の成立する余地はないとも解し得るが、36条2項を量刑に関する特則として位置づければ、なお同項の適用を認めることは可能と思われる。

以上のように、統合説・分断説（さらに、後段の行為に関する過剰防衛否定説／肯定説）ともに理論的には十分に成り立ち得るものと思われるが、客観的には急迫不正の侵害が終了していても、行為者がただちに行動コントロールを回復することが期待できる場合ばかりではないと考えられることから、統合説が妥当である。

（5）第5章

第5章では、「一連の行為」の途中における心神喪失が論じられる。複数行為を「一連の（実行）」行為として一体的に把握するという思考法は、行為と責任の同時存在の原則との間に緊張関係を生じさせる。ここでは、『「一連の行為」論』的な関心にに基づき、原因において自由な行為及び実行行為開始後の心神喪失の場面において、結果行為（のみ）を実行行為としつつも、それに対応する「最終的意思決定」が責任能力に問題のない時点で行われていることを根拠として完全な罪責を問おうとする見解が、検討の俎上に載せられる。本論文は、以下のようにこの問題を論じる。

結果行為に対応する「最終的意思決定」が（結果行為に及ぼうとするまさにその時点ではなく）責任能力に問題のない時点において早くも認められるか否かという問題は、刑法がどのタイミングでどのような行為規範を向けるかという問題と結びついていることに注意を要する。通常、結果行為に及ぶ時点では一連の流れの中で最も強い心理的抵抗を感じるものであるから、刑法は法益保護の観点からその時点をとらえて新たに行為規範を提示するものと解すべきであり、そこに行為規範を向ける対象としての意思決定を観念することになる。したがって、その時点で責任能力がなければ、結果行為については39条1行為により無罪とせざるを得ない。結果行為に対応する「最終的意思決定」がそれ以前の段階に前倒しされるというのは、例外的な場合である。

このような理解からは、原因において自由な行為の場面で原因行為の時点に「最終的意思決定」を認めることはほぼ不可能であるし、実行行為開始後の心神喪失の場面でも、単に実行行為が開始されたという一事をもってその時点に結果行為までを包摂する「最終的意思決定」を認めることはできない。

(6) 第6章

本章から、手続法パートに移る。まず、判例・通説が、「刑事訴訟における審判対象は訴因である」とすることについて、検討が加えられる。その議論は、以下の通りである。

まず、このテーゼは、裁判所は、訴因に対する判断に際し、訴因外事実の存在を一切考慮してはならない、ということの意味しない。そこまで極端な意味に解すると、たとえば、正当防衛における急迫不正の侵害の存在を考慮することができなくなり、正当防衛の成立する余地がなくなる、といったことになりかねないからである。

このテーゼに関する一般的な理解は、おそらく、訴因外事実を①「判決」対象にすると②「審理」対象にすることを区別した上、前者は不告不理の原則に反するため許されないが、後者は訴因に対する評価のため必要であれば許される、というものであると思われる。

いわゆる一罪の一部起訴の場合、すなわち、検察官がある犯罪事実の一部のみを切り取って起訴している場合において、それにもかかわらず、裁判所が訴因外の犯罪事実の存在を考慮することは、一見すると、「審判対象は訴因である」というテーゼに反するようにも思われる。現行法が基調とする当事者主義的訴訟構造の下、検察官には訴因設定権限があり、裁判所はそれに拘束されるからである。しかし、検察官の訴因設定権限も無制限ではなく、それが個々の具体的場面で不適切に行使された場合には、裁判所がこれに拘束される理由はない。したがって、検察官の訴因設定が不適切であると考えられる場合には、裁判所は、訴因外の犯罪事実の存在をふまえて、訴因に対する評価を行うべきである。したがって、上記②の態度は正当である。

もっとも、この理は、上記①の場合にも当てはまる。不告不理の原則の根拠が検察官の訴因設定権限に求められるなら、その権限が適正に行使されていない場合、不告不理の原則が裁判所を拘束する理由が失われるはずだからである。したがって、裁判所は、検察官が任意の訴因変更に応じない場合には訴因変更命令を発することで訴因外の犯罪事実を「判決」対象に取り込むことができ、かつ、その命令には形成力を認めるべきである。

(7) 第7章

第7章は、「一連の行為」の一部が起訴された場合の手続法上の問題を論じる。ここでは、「審判対象は訴因である」というテーゼに関して第6章で述べられた見解をふまえて、①因果関係の確定ができないケース（第2章）、②量的過剰のケース（第4章）、③実行行為開始後の心神耗弱のケース（第5章）のそれぞれにつき、「一連の行為」の一部のみが起訴された場合における処理について、以下のように考察が行われる。

まず、因果関係の確定ができないケースにおいて、因果関係の概括的ないし不特定のな択一的認定により結果の発生について罪責を問い得るという本論文の見解を前提とすると、「一連の行為」のうち起訴されていない部分から結果が発生したという合理的な疑いが残る以上、訴因となっている行為については結果を帰属させることができない。そのため、この場面において「一連の行為」の全体的評価により結果の帰属を認めるためには、起訴されていない行為をも「判決」対象に取り込む必要がある。

次に、量的過剰のケースで後段の行為のみが起訴されているとき、前段の行為と後段の行為は実体法上不可分一体の評価対象であり、それゆえに全体が過剰防衛として評価され

るといふ立場を採る場合には、手続法上もこれを分割して起訴ないし判決の対象とするとはできないという理解に至り得るため、訴因となっている後段の行為を過剰防衛と評価するためには、前段の行為をも「判決」対象に取り込まざるを得なくなる。

また、実行行為開始後の心神耗弱のケースで心神耗弱下の結果行為のみが起訴されているとき、結果行為に対応する「最終的意思決定」が責任能力に問題のない時点で認められるという立場を採る場合には、訴因に含まれていないと解される「最終的意思決定」を「判決」対象に取り込まなければ、完全な罪責を問うことはできない。

このように、「一連の行為」を一体的ないし全体的に評価するということが実体法レベルでいかなる意味をもつか、ということが、「一連の行為」の一部起訴がなされた場面における取扱いにも影響を及ぼすことになる。

(8) 第8章

第8章では、「一連の行為」と択一的認定の問題が扱われる。第2章では、「一連の行為」と因果関係の問題について、論じられているが、複数行為が成立上数罪の関係にあり、したがって、それぞれ別個の訴因を構成する場合にも同様の問題は生じ得る。こうした場合に本論文の見解を適用し、因果関係の択一的かつ不特定認定を行えば、それは、訴因をまたぐ択一的認定となる。従来の刑訴法学の通説はこれを否定してきた。その根拠は、「審判対象は訴因である」という前提の下では、ある訴因を有罪とするには当該訴因にかかる事実の存在それ自体が合理的な疑いを超えて証明されなければならない、という点にある。滝谷氏は、これについて、そうした理解は必然ではなく、むしろ、訴因対象説の過剰適用というべきものである、として、以下のように論じる。

複数の訴因のうちいずれかに当たる事実が存在することは確実であり、ただ、いずれであるのかが合理的な疑いを超えて証明できない、という場合、(いずれの罪であるかは別として) 刑罰権が存在すること自体は証明できており、「およそ無罪」という選択肢はその時点で消滅する。しかし、裁判所の心証だけでは、それ以上、いずれの罪に当たるとも決しがたい。そこで、真偽不明による判断不能を避けるための法技術(刑事訴訟における立証責任の概念のあらわれ)としての利益原則が用いられ、軽い罪に当たる事実の存在が擬制される(=利益原則における事実認定の整序機能)のである。これにより、軽い罪の訴因につき有罪判決をすることが可能となる。このように解すれば、複数行為が成立上数罪の関係にある場合でも、因果関係の択一的認定をなし得ることになる。また、状況によるが、この理は、複数の訴因が公訴事実の同一性の範囲内に収まっていない場合にも妥当し得る。

3 本論文の評価

(1) 評価すべき点

本論文は、法科大学院の開設に伴い、理論と実務の架橋が叫ばれるようになった時代において、実務の側からの問題提起として立ち現れた、いわゆる「一連の行為」をめぐる議論について、実体法と手続法の両面から考察を加えている。「一連の行為」をめぐる従来の議論は、犯罪論あるいは刑法総論としての課題設定にとどまっていたが、これを手続法をも視野に入れ、手続法それ自体の解釈論にまで踏み込んだ総合的な視点から研究を展開し

た点で、本論文は、法科大学院時代にふさわしい新たな刑法学を開拓する意欲的な論文とすることができる。

具体的な解釈論においても、重要な貢献がなされている。まず、本論文の刑法学上の貢献としては、次の2点があげられる。まず、いわゆる「一連の行為」について、体系的な視点からアプローチし、これを貫く一般論としての「一連の行為」論を構築することは、現実的に見て不可能であることを論証した点である。「一連の行為」論は、実務から生じた問題意識であるため、実務家において、この理論を信奉する見解が多いが、実際には、そうした理論には矛盾点が含まれていることを的確に指摘しており、今後は別のアプローチを取るべきことが明確化されている。次に、「一連の行為」論を解体した後に残る個別の解釈論について、周到な議論が展開されている点があげられる。それぞれの解釈論の内容は上記の論文の概要に譲るとして、概ね判例・実務の運用について理論的な支援が与えられており、実務からの要請に合致した精密な理論が示されているといえる。

本論文の刑事訴訟法学上の貢献としては、次の2点があげられる。まず、従来なかった新たな視点から、刑事訴訟における審判対象論についての通説である訴因対象説の明確化が図られていることである。すなわち、本論文は、訴因対象説の立場から、刑事訴訟法研究者による議論があまりなかった「一連の行為」の事例を手掛かりに、訴因外の事実を考慮しなければ実体法理論上不当な結論に至るという場面を整理し、それに対してどのように対処すべきであるかを示している。また、本論文は、「一連の行為」の事例について、いわゆる択一的認定が問題となる場面を整理し、「一義的（秘められた）択一的認定」肯定説の立場からどのような結論がとられるべきであるかを明快に示している。そして、その際、「公訴事実の同一性の範囲を超えた択一的認定」という従来ほとんど論じられてこなかった問題を取り上げ、これを肯定する立場から、詳細な検討を加えている。

以上のように、本論文は、実体法の面においても手続法の面においても、我が国の刑法学・刑事訴訟法学に新たな知見を与えるものであり、高い学術的価値が認められる。

（2）検討が望まれる点

以上のように本論文は高い評価を与えるべきものであるものの、いくつかの点で、さらなる検討が望まれる点もある。

まず、実体法部分について、本論文は、「一連の行為」論を解体するものであるから、当然のことではあるが、それぞれの解釈論の間に、一貫した理論を提供するものではない。しかし、実際には、それぞれの解釈論には、たとえば行為者の主観面の一貫性や場所的・時間的・近接性といった共通項も見られるのであり、こうした側面についてのなんらかの「総論」を構築することが可能だったのではなかろうか。特に、評価対象を社会的意味から切り分けて構成要件の俎上に載せる見解（社会的行為論）への配慮があれば、体系論としても有益であったかもしれない。

次に、手続法部分について、訴因変更命令（刑事訴訟法 312 条 2 項）には形成力は認められないというのが判例・通説であるが、本論文は、訴因外の事実を「判決」の対象としなければ不当な結論に至ることがあるとしたうえで、そのような場合には裁判所の訴因変更命令に形成力を認めるべきであるとする。具体的には、「検察官の訴因設定が実体的に許容される限度を超えた刑罰権の行使をもたらすことになるような場面」には訴因変更命令に

形成力を認めるべきであるとするわけであるが、そのような場面に限って訴因変更命令に形成力が生じることの解釈論的説明が十分ではないように思われる。

(3) 全体の評価

以上のように、本論文には、いくつかの点で、さらに検討を深めてもらいたい部分があるものの、それは、本論文が到達した地平の先において初めて明らかとなった課題といえるものであり、本論文の価値を高めこそすれ、いささかも減じるものではない。

本論文は、法科大学院時代における実務と理論の架橋という課題に、理論の側から極めて有益な貢献を行うものであり、今後の実務においても理論においても、大いに参照価値のある論文であると評価できる。

4 結論

以上の審査の結果、後記の審査委員は、本論文の執筆者が、課程による博士（法学）（早稲田大学）の学位を受けるに価すると認める。

2018年6月12日

主査 早稲田大学教授 博士（法学）（立教大学） 松澤伸（刑事法）

早稲田大学教授 法学博士（早稲田大学） 高橋則夫（刑事法）

早稲田大学教授 博士（法学）（早稲田大学） 松原芳博（刑事法）

早稲田大学教授 小川佳樹（刑事法）

[付記]

本審査委員会は、本学位申請論文の審査にあたり、下表のとおり修正点があると認めたが、いずれも誤字・脱字等軽微なものであり、博士学位の授与に関し何ら影響するものではないことから、執筆者に対しその修正を指示し、今後公表される学位論文は、修正後の全文で差し支えないものとしたので付記する。

博士学位申請論文修正対照表

- ・ 27頁本文、下から6行目 「すでに・・・」の部分は改行につき冒頭を1字分空ける。
- ・ 28頁本文、下から5行目 「しかし・・・」の部分は改行につき冒頭を1字分空ける。
- ・ 33頁本文、上から4行目 「書く行為の意義」→「各行為の意義」
- ・ 72頁本文、下から2行目 「ここでは・・・」の部分は改行につき冒頭を1字分空ける。
- ・ 84頁本文、下から4行目 「途中で止めてしまうのではないか」→「途中で止めてしまうのではないか」
- ・ 101頁の注30 「緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社、2012年）173頁」→「緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社、第2版、2017年）189頁」
- ・ 158頁の文献リスト 「緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社、2012年）」→「緑大輔『刑事訴訟法入門』（日本評論社、第2版、2017年）」